

○議長（小野 稔君）

おはようございます。

時間前ですけれども、ただいまから第四回定例会を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、発議第四号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書案を議題とします。

お諮りします。発議第四号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議ありますので、趣旨説明を行います。

発議第四号の提出議員から趣旨説明を求めます。提出議員を代表して石澤議員を、趣旨説明をお願いします。

○一番（石澤貴幸君）

この西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書についてですが、このルートは冬期閉ざされているルートでございます。世界的な観光地である十和田八幡平国立公園と津軽地方を結ぶ大変重要なルートでございます。このルートが整備されることによって、津軽地方と十和田湖へのルートが確立されて観光客も増え、また冬の道路閉鎖からの流通確保と津軽地方と南部地方の交通の時間短縮、これらの意味でも津軽と南部の交流を図り、ひいては青森県全体の活性化につながっていくものと考えておりますので、この西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書につ

いては皆さん賛同の上、採択をよろしく申し上げます。

○議長（小野 稔君）

趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。異議がありますので、浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

多くの議員が西十和田トンネルの火をともしんだということで賛同しておるんですけども、私は同意できません。その理由の一つはトンネルによっていわゆる国際的観光地である十和田八幡平の観光問題が解決するとは、そういう生易しいものではないのではないかと考えております。もう一つは、優先順序が違うのではないかと。青ぶなトンネルを完成させること、そしてそれから何よりも黒石、平川、弘前を結ぶ地域交通である弘南鉄道といいますか、地域の足をどうするかということ自体が、私どもの藤崎は通っていませんけれども、その問題を解決することこそ南黒地域の議員、議会の役割ではないかという視点から、本意見書に賛同できません。

○議長（小野 稔君）

私の手違いで、今浅利さん言ったそれは発議に対し手の反対討論でよろしいでしょうか。（「いいです」の声あり）分かりました。

ということで、次に本発議に賛成者の発言を許します。（「なし」の声あり）ないようですので、これで討論を終わります。

これから、発議第四号を採決します。この採決は起立によって行います。

発議第四号を原案のとおり決することに賛成の方、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、発議第四号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取扱いについては、本職に一任願います。

日程第二、諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第一号を採決します。諮問第一号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、諮問第一号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第三、諮問第二号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第二号を採決します。諮問二号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、諮問第二号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第四、議案第七十九号地方税法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十九号を採決します。議案第七十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十九号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第八十号藤崎町議会議員及び藤崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十号を採決します。議案第八十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第八十一号藤崎町印鑑条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」「あり」の声あり）質疑がありますので、浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

私も性同一障害など性的少数者への人権に配慮し、印鑑登録証明書の記載事項から性別表記を削除するということについては賛成なのでありますけれども、そもそも印鑑、本条例を提案した趣旨からして、いわゆる男女の別を明記しな

いということですがけれども、役所の書類では厳密に言えば、何十種類も男性や女性を各書類で申請書だとかなどであるわけですがけれども、提案者はこれを手始めにそれらの男女を記名する申請書類の申請書を、それも順次、暫時削除していくという方向性を持っていらっしゃるのでしょうか。該当する男女を記載する文書というのは、どれぐらいあるんでございましょうか。二点についてお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

提案しております住民課から述べさせていただきます。住民課では今現在鋭意この作業を進めておりまして、現時点でやっておりますものは、住民票記載事項証明書というものがございまして、これにつきましても、平成二十九年度からこの選択ができるようになりまして、申出によって性別の記載は不要だという申出があれば記載しない証明書を交付しているものであります。今現在、鋭意作業中ではございますけれども、法律によって定められている様式等については、すべからく実施するようになると思っておりますけれども、あとは性別が不要なもの、申請行為に対して不用なものについては内容等についてを確認しながら作業を進めることとしております。以上です。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

住民課としては、そうやっていくということはお聞きいたしました。住民票の取扱いも含めてですね。全庁的にそういうことを進めていくというある種の、町全部、町行政としての方向性というのは出ているのでしょうか。その点はどういう方向づけでいくのでしょうか。町長または総務課長でよろしいです。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。性別の欄がある各種申請書や町が発行する証明書、これは各課で行政文書あります。このことで、その他のものをどうするかということにつきましては、各課の状況について状況を把握しながら協議するという、現在詰めている段階です。国のさらなる動きや機運の高まり状況、そして各市町村の状況を見極めながら町全体の方針を示していきたいと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

この件に対しては最後にしたいと思いますが、今、状況を把握しながら全庁的にどの程度進めるかということ、総務課長としては各課等の実情や協議を踏まえて進めていくんだとお答えいただきましたけれども、町長にお聞きいたします。弘前市では、東北で初めてのパートナーシップ協定といえますか、パートナーシップを認める手続を取って、十二月からですか、取ろうとしているんですけれども、町長としてはどのようなお考えなんでしょうか。パートナーシップについて。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

弘前で決定したことについて、私が論評は差し控えたいと思います。ただ、全国的に同性愛とかそういうのがだんだ

ん認められつつあります。その一方では、私個人の考え方でございますけれども、この世界中では男性と女性しかいなくて、私は人類で一番尊いことは将来連れ添った人と巡り会っていわゆる子孫繁栄、子供たちを持って家庭を育む、それこそが私は一番人類で尊いことと思っております。そういう意味で、すべからく同性愛がどんどん進んでいけばまたこの世の中の形態も多少狂っていくのかなという懸念もございますので、今後世界中の推移あるいは日本国の考え方、そして県とか近隣市町村のいろんな意味での考え方を、今後注視して対応してまいりたいと思っております。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十一号を採決します。議案第八十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十一号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第八十二号藤崎町税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十二号を採決します。議案第八十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十二号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第八十三号藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十三号を採決します。議案第八十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十三号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第八十四号藤崎町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十四号を採決します。議案第八十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第八十五号藤崎町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

議案の八十五号地方活力向上地域に関わる固定資産税の特別措置という条例を改正する議案ですけれども、藤崎町においては地方活力向上地域というのはどこなのでしょう。あるのでしょうか。ないのでしょうか。詳しく説明していただけたらと思います。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。当該条例は国の地域再生法に基づくもので、県で地域再生計画というものをつくってございます。その中で、事業者がそれに基づく計画をつくって申請することでこの適用になるものですが、その内容といたしますのは都市部、東京二十三区から地方に本社機能を移転するとか、地方の事務所を拡充するとか、そういったことが適用の条件となつてございます。現在のところ、当町では実績はございません。聞いている予定もございません。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十五号を採決します。議案第八十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第八十六号藤崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十六号を採決します。議案第八十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第八十七号藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十七号を採決します。議案第八十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第八十八号スポーツプラザ藤崎等の指定管理者の指定の件を議題とします。

これから、ちょっと休憩します。

休 憩 午前十時二十分

再 開 午前十時二十二分

○議長（小野 稔君）

会議を再開します。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

スポーツ、演劇、文化、次はというか、指定管理の件では文化協会といいますか、文化センターもあるんですけども、指定管理をして実際管理委託等指定管理料を支払って運営をしているんですけども、たとえスポーツプラザについても、収入面でも影響を受けたのではないかと思っておるんですけども、影響をどれぐらいの影響があったのか。行事やイベントを中止したというのがあるのは聞いておるんですけども、収入面ではどのぐらいの影響があったのかという点。把握していることがございましたら、ご報告願いたいと思います。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

スポーツ協会に確認したところ、約三十万円ぐらいは減っている報告を受けております。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑はありますか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十八号を採決します。議案第八十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十八号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前十時二十四分

---

再 開 午前十時二十五分

○議長（小野 稔君）

会議を再開します。

日程第十四、議案第八十九号藤崎町文化センター等の指定管理者の指定の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十九号を採決します。議案第八十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第九十号黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒石地区清掃施設組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十号を採決します。議案第九十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第九十一号令和二年度藤崎町一般会計補正予算（第七回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数というよりも、第七款商工費一項二目商工振興費ですけれども、ページ数は十五ページになっております。

その中で、新型コロナウイルス感染症対策持続化給付金の負担金補助及び交付金という千九百二十万円ほど見ておるんですけれども、内容を説明していただきたいと思います。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。持続化給付金につきましては、国の持続化給付金に準じまして対応したものの減額、減収した分に対して、国の給付金で不足するものに対して個人十万円、法人二十万円、最大、給付するというものになってございます。当町、今までの実績といたしましては、中小企業等五百六十数件通知しました。直接通知しました。その中で、トータルして百九十二件の実績がございました。その内容としましては、主には建設業、卸業とか、そういった感じの中小企業がほとんどございます。その実績に関しまして実績を鑑みてこの補正額を個人、月で二十六件、法人、月で十一件、これは約四か月の予算を見たものでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ございませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

今、内容的に説明あったんですけれども、建設業、卸業含むということであったんですけれども、その中に輸送というか、荷物輸送であるとか旅客輸送とか、そういう事業者も対象の中には入っていらっしゃるんですか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

種別で運輸業として六件入っております。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

種別運輸業ということはその中にはタクシー業も入っていると理解してよろしいでしょうか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

はい、そうです。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は同じページ数でございます。農業振興費ですね。同じページの農林水産業費の農業振興費に関わることでございます。振興野菜作付支援事業補助金というのが二十九万七千円ほど計上されているんですけども、この内容について改めてご説明を願いたい。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。内容は、ニンニク、トマト、アスパラでございます。新規の場合ニンニクが四反歩ほどであとは増反ということでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

先ほど、コロナ感染症対策の説明等にあつたんですけども、農業関係について関連してお聞きしたいと思います。特にお聞きしたいのは、いわゆる高収益次期作支援金というのが大きな問題も起こしたわけですけども、我が町における次期作支援金の現状や、現場からの混乱や批判も受けているわけですけども、追加措置などありましたら概要を説明していただきたいと思います。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生産者を支援するため、国では高収益作物次期支援交付事業ということで、今年二月から四月の間に野菜、花卉、果樹、お茶について出荷実績のあるまたは廃棄等でお荷できなかった生産者に対して、作付面積十アール当たり五万円、施設花卉、加温装置等ついているハウスですね。これが十アール当たり八十万円、厳選出荷に取り組む生産者支援、一人一日当たり二千二百円という内容で進めてまいりました。しかし国では新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない生産者に対して交付金を支払われるなど批判を受けかねず、事業の予算も膨れ上がったことから、減収のあった生産者に対して交付金を交付する運用見直しをされました。

当町では、りんご農家のほとんどが申請の取り下げとなっております。その後、運用見直しの追加措置として該当にならなかった申請者が、機械や資材等に先行投資している場合、四月三十日から十月三十日の期間内に購入及び発注していれば、当初申請した金額を上限に交付する内容になっており、現在受付を行っているところでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

この件に関しては関連して私ども聞いている範囲……。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。関連は今のあれでよろしいかと思しますので、次の質問に移ってください。

○十三番（浅利直志君）

はい、要望だけしておきます。現場の混乱やあるいは現場の混乱といいますのは、りんご、本当に対象になるのかという、何度も生産者やあるいは担当者からも確認やそういうのをやりながらも、混乱をしたということなので、ぜひ救

済措置というか、国も考えているようでありますので、十月三十日までの投資分だけでなく、その他についても救済措置を考えるべきだと。いわゆる受付事業計画の失態なわけでありますので、その点をぜひ考えていただきたいということを要望しておきたいと思います。

質問は、もう一点ありましたんですけれども、十六ページの商工費でございます。その中でイベント関連使用及び賃借料九十三万二千円ほどがあるんですけれども、イベント関連用具賃貸料、出店ブース使用料、これが九十三万円ほど減額になっているんですけれども、どういう内容なのかお示ししていただきたいと思います。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。まず、イベント関連用具賃借料ですが、これは中止となったふじワンのものが主でございます。出店ブースに関しましては、毎年行っております県外での出店の企画が何件かございます。そのうち中止になったもの。東奥日報さんの分ですけれども、その出店のブース代をコマーシャルに、広告料は逆に増えているんですけれども、広告に振り分けて、今現在これからPRの予定でございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

これで最後にしたいと思いますけれども、二十ページです。その中に職員手当の内訳というのがございます。総務課長が担当なのかなと思いますけれども、その中で時間外勤務手当、前年比比較でしょうか、八十八万九千円ほどになっておるんですけれども、これはどういう、通常の業務でこれぐらい前年度よりも増えたんだということなのか。あるい

はまた八十八万九千円が増えた課というのがはっきりしているのがあるのかどうか、その辺についてはどういう認識なんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

いわゆる新規事業が増えまして、その関係で増えている課がありますので、こういう数字が出ております。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

じゃあ、全課にわたってというか、新規事業の、旧弘前実業高校藤崎校舎とか、様々なそういう業務が増えたということなんですか。コロナによってコロナ関係の業務が増えたということがメインなんですか。どっちなんですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えします。コロナ関係の新規事業が増えたということから、このような時間外になっています。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十一号を採決します。議案第九十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第九十二号令和二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十二号を採決します。議案第九十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第九十三号令和二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十三号を採決します。議案第九十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第九十四号令和二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十四号を採決します。議案第九十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第九十五号令和二年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

議案の第九十五号の水道事業会計の補正予算についてですけれども、収益的収支及び資本的収支に関わるんですけれども、主な補正の内容は西豊田浄水場配水池改修工事、これを千百七十七万円ほど見ていたんですけども、やめてというような説明を受けてはおるんですけれども、具体的な補正を早くやるんだったらやって、予算も取ったわけなのでやったほうがいいわけなんですけれども、配水池改修工事を中止した経過とといいますか、理由とといいますか、その辺を明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。当該工事については、令和二年度予算において配水池の塗裝修繕を主な目的として収益的支出、浄配水費修繕料に計上しておったわけですが、外壁とといいますか、下地調整材にアスベストが含有されているということが

判明したため、工事の設計をし直すということから、今回当該年度に盛っておりました当初予算の分を減額して、改めて今回の補正に設計費を盛り込んで来年度の発注に備えるということでございます。今現在は、収益的収支のところでは予算化しておりましたけれども、経営の安定化を図る観点から、経費を平準化するために、予算を資本的支出に組み替えて、建設費に組み替えて本年度設計、来年度本工事するという計画で進めてございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

塗装などの修理を、塗装などで修理をする予定だったということで予算化され、我々も承認したわけです。それで、今の説明の中で、下地調整材にアスベストが入っているんだと判断したのは、どなたなんですか。職員が判断したのか、専門業者に見てもらって、専門業者というのはどういう専門業者に見てもらってそうなった、その判断はどなたがどういう経過でなさったんですか。その点をお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

当初、上地だけ塗装部分を削って仕上げる予定ではございました。ですけれども、その工事内容を関係機関に再度アスベストの調査を依頼したところ、下地は上塗り部分の下地の調整材にはアスベストが含有されているということで、今回の予定しておいた工事が上地を剥ぐだけではなくて、下地の若干の手がかかると、研磨することになるということから、この辺については設計を再度見直して発注したほうがよいのではないかという提案もございましたので、その辺を経費に盛り込んで来年度計画するというところでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

関係機関に問合せたというお答えをなさっていたんですけども、関係機関というのはどこなんですか。設計業者なんですか。お聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

アスベスト含有の調査をする専門業者に調査の依頼をしたところ、そういう調査報告が参りましたので、その辺を参考にしております。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

アスベスト調査の専門業者だというお答えでありました。それではお聞きいたしますけれども、いわゆる資金的収支に百二十四万円ほど計上しておりますですよ。浄水場配水池改修工事設計業務ですね。設計業務。この設計業務についてもアスベストについての詳しいというか、設計業者というのはあるんですか。具体的に言えばいわゆる指名審査に挙げている業者というの、アスベスト関連の設計に詳しい、見積もりに詳しいという業者は何社ぐらいあるんですか。休憩でもよろしいです。

○議長（小野 稔君）

休憩します。

休 憩 午前十時四十六分

---

再 開 午前十時五十七分

○議長（小野 稔君）

休憩を十一時までにしておきましたけれども、全員そろいましたので、休憩を取り消し会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十五号を採決します。議案第九十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第九十六号令和二年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九十六号を採決します。議案第九十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第九十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、陳情第一号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は不採択です。本案は、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議ありますので、まず委員長報告に対する反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情書でございます。本陳情書は、採択されてしかるべきものではないかと思っております。その理由は、全産業平均賃金より低い看護師の賃金水準の原因の一つには、同じ国家的ライセンスでありながら、働く地域によって初任給の月額が地域的には九万円ほども違うという地域間格差が生まれているという問題もあります。本来、法定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きな一つの要因になっており、賃金水準の引上げができないということもあります。このような視点から看護師の賃金の底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するためには国に対する意見書の要望ぐらいは、ごくごく自然の当然のことではないかと思っております。

また、東京一極集中是正は、賃金格差の是正は、東京一極集中是正の一つの有力な方策でもあります。看護師の賃金底上げを図り、安全安心の医療看護体制を確保することは、コロナ災害の下ではなお一層重要になっておりますので、本陳情は採択されてしかるべきと思っておりますので、委員会報告には賛同できません。

○議長（小野 稔君）

次に、委員長報告に賛成の発言を許します。藤林議員。

○八番（藤林公正君）

委員長の藤林です。委員会でみんなで話し合った結果、ただ看護師さんそのものの陳情ですけれども、コロナで大変なのは分かりますけれども、全体の、日本全国の労働者を鑑みるところ、ただ看護師さんだけ全国一律の賃金査定は、考えてみたところそれにこだわるだけの陳情ですので、全国の労働者一律に賃金を統一してそれを今の採択に関しての陳情ですけれども、それはちょっと納得できないということで不採択になりました。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。これで討論を終わります。

これから、陳情第一号を採決します。この採決は起立によって行います。

陳情第一号を委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数です。よって、陳情第一号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第二十三、陳情第二号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情を議題といたします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は不採択です。本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、まず委員長報告に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

本陳情は、介護従事者の全国を適用とした特定最賃の新設を求める陳情書であります。看護師の全国を適用地域とした特定最賃、看護業務及び介護従事者の特定最賃制度を設けるべきだと、全国一律のですね。この最賃制度を全国一律でやっていないというのが日本の特徴でもあるんです。この際、私の知る限りといいますか、知っているところでは、いわゆる韓国も全国一律最賃を実施して青森県の平均を上回ったとも言われています。一律最賃という制度を導入していないのは、中国、それから四か国ぐらいだと言われております。そういうことからぜひ特定の業種、これでは、この陳情では介護従事者の全国最賃を新設をすべきだということでございますけれども、全業種における一律的な引上げを図っていく突破口になることではないか、そういう役割もあるのではないかという思いから、本陳情は採択されてしかるべきだと思っております。以上が委員長報告に同意できない、賛成できない理由であります。

○議長（小野 稔君）

次に、委員長報告に賛成の発言を許します。五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

この陳情の内容は、特定最低賃金に介護従事者の全国一律最低賃金制度を新設することの内容であります。コロナ禍の中で医療従事者におかれましては、過酷な労働の中で我々国民の命を守って働いていただいております。誠に感謝申し上げます。また、中小企業の経営状況におかれましても、コロナの影響で極めて厳しい状況にあると認識しております。国の地方最低賃金審査会でも、地域間格差については是正すべきとの協議が出されている状況です。特定最低賃金は、雇う側、雇われる側が合意の下に成り立つものであると思っておりますので、この陳情書には同意できないものであります。以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。

これから、陳情第二号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

陳情第二号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数です。よって、陳情第二号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第二十四、陳情第四号最低賃金の地域間格差を解決する全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。本陳情書に対する委員長の報告は継続審査です。陳情第四号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第二十五、陳情第五号「学校給食の無償化」をもとめる陳情書を議題とします。

お諮りします。本陳情書に対する委員長の報告は継続審査です。陳情第五号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第二十六、陳情第六号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択の陳情書を議題

といたします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。

これから本案を採決します。

陳情第六号は委員長報告のとおり採択といたしますので、決定してもよろしいでしょうか。

議事調整のため、暫時休憩します。

休 憩 午前十一時九分

---

再 開 午前十一時十分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど陳情第六号が採択されたことから、議案の追加提出がございましたので、事務局に配付させます。

配付漏れはございませんか。

賛同議員より提出された加齢性難聴者の補聴器購入に対する法的助成制度の創設を求める意見書採択の意見書案を議第五号として日程を追加し、日程第二十六の一とし議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、発議第五号は日程二十六の一として追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程第二十六の一、発議第五号を議題とします。

これから、発議第五号を採択します。発議第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、発議第五号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取扱いについては、本職に一任を願います。

日程第二十七、陳情第七号青森県主要農作物種子条例の制定を求める陳情を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は不採択です。本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議ありますので、討論を行います。

まず、委員長報告に反対の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

青森県主要農作物種子条例の制定を求める陳情書は、意見書として採択されてしかるべきものだと思います。これまで、青森県行政は種子法に基づいて高品質な品種やあるいはまた生産供給を、優良な品種を決定するための試験を行ってきました。地域農業の振興に大きな貢献をしてきたということは認めたいと思いますし、現在青森県主要農作物種子

基本要綱に基づいて種子生産が行われている。このことについても評価したいところであります。

しかしながら、種子法が定めている、種子法は二〇一八年三月三十一日で国の種子法は廃止されました。種子法に基づいて、青森県として要綱のさらに上の条例によって、現在二十一の道県が種子条例を制定しているところでありますが、その条例の目的は基本理念を定め、種子生産に関する道県の責務、そして試験場あるいは試験補助などの確保の財政措置等を明記しているものであります。したがって、北海道のように知事が優良品種に関わる知的財産の適正な保護を図るということなども、条例に明記することが必要ではないかと思われています。よって、青森県主要農作物種子条例を制定することを求める本陳情は、採択されてしかるべきものではないかと思っています。

以上が、常任委員会の決定に同意できない主なる理由でございます。

○議長（小野 稔君）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。阿部議員。

○三番（阿部祐己君）

水稲はじめ小麦、大豆など本県農業を支える主要農作物の生産の礎となる優良種子を安定的に供給し、収量、品質の安定確保に重要な責務もあると考えられます。青森県では、主要農作物種子法の廃止後も生産者が安心して作付を継続できるよう新たに青森県主要農作物種子基本要綱を平成三十年四月に施行して、これまでも問題もなく、そして生産供給体制を維持していることから、この陳情書には同意できないものです。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで、討論を終わります。

これから陳情第七号を採決します。この採決は起立によって行います。

陳情第七号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数です。よって、陳情第七号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第二十八、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第二十九、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申出のとおり決定いたしました。

日程第三十、議会改革特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。議会改革特別委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審査は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和二年第四回藤崎町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時二十一分

---

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 小 野 稔

署名議員 野 呂 日出男

署名議員 浅 利 直 志

署名議員 石 澤 貴 幸